

## 大阪市此花区役所と一般社団法人この花咲くやアート協会との包括連携協定書

大阪市此花区役所（以下「甲」という。）と一般社団法人この花咲くやアート協会（以下「乙」という。）は、次のとおり連携協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が対等なパートナーとして相互に連携・協力しつつ正蓮寺川公園アートプロジェクト構想（以下「構想」という。）を推進することで、正蓮寺川公園から「いのちの輝き」が脈々とつながっていく未来を多くの人々に強く、広く発信し、かつ共有し、もって良き未来の実現に寄与することを目的とする。

### （連携内容）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について相互に連携・協力するものとする。

- (1) 構想に掲げる取り組みの実施に関すること
- (2) 前号を除くほか、構想の趣旨に合致する取り組みの実施に関すること
- (3) 前各号に付帯関連する一切の事業

### （協定の見直し）

第3条 甲及び乙のいずれかが協定内容の変更を申し出たときは、甲乙双方合意の上、書面によって必要な変更を行うものとする。

### （期間）

第4条 この協定は協定日から令和7年3月31日まで効力を発生する。ただし、甲及び乙のいずれかから、有効期間終了の1カ月前までに改廃の申し入れがない場合は、この協定を1年間更新するものとし、その後も同様とする。

### （協定の効力）

第5条 この協定は法的拘束力を持つことを意図しておらず、またそのように解釈されないものとし、したがって具体的な権利義務を生じさせない。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名の上、各自1通を保有する。

令和6年3月21日

甲 大阪市此花区春日出北1丁目8番4号  
大阪市此花区長 高橋英樹

乙 大阪市此花区伝法6丁目2番30号  
一般社団法人この花咲くやアート協会代表理事 西村慶友